



公益法人制度改革について

社団法人 日本青年会議所 組織変革推進会議

社団法人とは

民法第34条に基づいて設立された**公益法人**

公益法人とは

- ・不特定多数の者の利益の実現を目的とする
- ・営利を目的としない
- ・主務官庁の許可を得る

公益性が無い法人

構成員相互の親睦

特定の者のみを対象とする事業(協同組合など)

特定個人の精神的・経済的支援(後援団体など)

現在の社団法人設立の条件

- 1, 団体としての組織を備えている
- 2, 多数決の原則が行われている
- 3, 構成員の変更に関わらず団体が存続している
- 4, 組織における代表の選出、総会の運営、財産の管理方法が確定している



**4つの条件を満たし、定款を作成して主務官庁
(JCは経済産業省; 窓口は都道府県)の許可を
得れれば社団法人が設立できる**

目的別法人の分類



公益性(誰のため?)

営利性(儲けは?)	世の中のため	仲間のため、自分のため
	儲ける	儲けない
儲ける	特別法【広義の公益法人】 (公共事業法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人等)	商法、会社法【営利法人】 (株式、合名、合資、合同)
儲けない	民法34条【公益法人】 (社団法人、財団法人) 特別法 (宗教法人、社会福祉法人等)	特別法【共益法人】 (労働組合、生活協同組合等)

制度改革の経緯

1896年(明治29年) 民法第34条制定

2000年(平成12年) 行政改革大綱が閣議決定

※森内閣にて「特殊法人改革」・「公務員制度改革」と並ぶ
行革3本柱の一つとしてスタート

2003年 公益法人制度に関する基本方針を閣議決定

2004年 公益法人制度改革に関する有識者会議報告書作成

2005年 行政改革の重要方針を閣議決定

2006年 公益法人制度改革関連法案成立 公布

2008年 上記法律施行(施行後5年間の移行期間)

JCの経緯(セミナー等)

数年前にある県内でJCの検査が行われ以下のような結果が出た
「事業・会議運営」については全てOK
「資産管理・会計事務」については7割がNG

特に「資産管理」については使途が不明な「基金」があり、定期的に繰り入れることにより適正な内部留保の水準を上回る可能性があると指摘されている

2005年7月 サマコンにてセミナー実施

テーマ「公益法人制度改革について」

担当;財政特別委員会 講師;会計監査人グループ

対象;各地区・ブロック・LOMの運営担当者 計586名

10月 全国大会にてセミナー実施

テーマ「公益法人制度改革について」

担当;財政特別委員会 講師;会計監査人グループ

対象;不明

JCの経緯(セミナー等)

2006年1月 公益法人改革制度の担当委員会設立

規則委員会 ; 定款・諸規則・諸規定など
財政審査会議 ; 新会計基準など

3月 第2回ブロック会長会議にてセミナー実施

テーマ「公益法人制度改革について」
講師 ; 公認会計士 (日本JC外部監査人)

7月 サマコンにてセミナー実施

テーマ「公益法人制度改革について」
担当 ; 財政審査会議 講師 ; 会計監査人グループ
対象 ; 各地区・ブロック運営専務、LOM専務理事 計782名



JCの経緯(セミナー等)

2006年9月 全国大会にてセミナー実施

テーマ「公益法人会計について」

担当;財政審査会議 講師;会計監査人グループ

対象;各地区・ブロック運営専務、LOM専務理事 計776名

12月 第5回ブロック会長予定者会議にてセミナー実施

テーマ「公益法人制度改革について」

講師;財政審査会議 須田議長

その他 各地区協議会、ブロック協議会、LOMにて独自に
セミナーを企画し実施している

現制度の問題点

- ・公益法人の不適切な運営に起因する不祥事が行なわれている
- ・官僚の天下り先となっている
- ・営利法人に類似した法人が存在する
- ・公益性を失った法人が公益法人として存続し続けている
- ・公益性の判断基準が不明確であり、公益とは言えない事業を行なっている
- ・事業分野毎の主務官庁による指導監督が縦割りで煩雑である
- ・主務官庁の許可主義の下、裁量の幅が大きく、法人設立が簡便でない
- ・情報開示(ディスクロージャー)が不十分である
- ・ガバナンス(法人の管理運営のあり方)に問題がある

制度改革の背景

1)行政改革の一環

KSD事件における政治献金の問題や主務官庁との癒着、天下り問題などを抜本的に改革する

2)社会情勢の変化

政府や市場だけでは様々な社会のニーズに対応できない時代となりつつあるため、民間非営利部門を社会・経済システムの中に積極的に位置づける

3)個人の価値観の多様化

個人の価値観が多様化した現代社会において、家庭や職場とは異なる自己実現の機会を与え、社会の構築に主体的に参加することを促す

新しい制度の要点

現行の許可制による公益法人制度は廃止され、公益の有無に関わらず準則主義(登記)のみで簡便に法人格が取得できる制度が創設される。

→設立して登記すれば「一般社団法人」となる

さらに一般社団法人の中で、一定の要件を満たし公益性があると認定された団体だけが「公益社団法人」となる。

改革後のイメージ

公益社団法人(2階)

現行の社団法人(中2階)



一般社団法人(1階)

一般と公益の相違点

一般社団法人

定款を作成して公証人の認証を受け、登記をすることによって設立できる非営利法人。公益である必要は無く、私益でも共益でもよい。原則課税。

公益社団法人

「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」ことを目的とする事業を行う非営利法人。民間有識者（公益認定等委員会）の意見に基づき内閣総理大臣または都道府県知事が認定する。原則非課税。

一般と公益の相違点

論点整理

	一般社団法人●●青年会議所	公益社団法人●●青年会議所
目的制限	なし	公益目的事業を主たる目的とすること 収益事業等は公益目的事業を妨げない範囲のみ 風俗営業、投機的取引、高利の融資事業その他政令で禁止するものは一切不可
支出制限	なし	公益目的事業費率が50／100 以上
使途限定財産	なし	①寄付財産 ②補助金 ③公益目的事業対価 ④事業収益 ⑤定款上の公益特定財産他 以上は公益目的のみ支出可能
保有財産制限	なし	株式その他内閣府令で定めるもの
遊休財産制限	なし 但し、剰余金分配禁止	あり(政令で定める)
残余財産制限	なし 但し、残余財産分配禁止	国、公共団体、他の公益法人などへの贈与規定が必要
理事資格制限	なし	三親等内親族理事は1／3以下 他同一団体理事などは1／3以下

一般と公益の相違点

	一般社団法人●●青年会議所	公益社団法人●●青年会議所
必要的設置期間 (会計監査人は公認会計士または監査法人のみ)	社員総会 理事(1名以上) 監事(理事会または会計監査人設置の場合) 会計監査人(負債200億以上)	社員総会 理事 理事会(代表理事・監事もパック) 会計監査人(収益・費用・損失のすべてが政令で定める基準以下の場合は不要)
任意的設置期間	代表理事 理事会(代表理事・監事もパック) 会計監査人	会計監査人(収入金額に応じて) 代表理事
役員報酬制限	なし	内閣府令で上限設定(民間比較)
役員欠格事由	なし	①認定取消前一年間に代表理事であったもので5年が経過しない者 ②暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などで罰金以上の刑執行後5年以内の者 ③禁固、懲役の刑執行後5年以内の者 ④暴力団員でなくなつてから5年以内の者

一般と公益の相違点

	一般社団法人●●青年会議所	公益社団法人●●青年会議所
公益認定取消事由	なし	①役員に欠格事由がある場合 ②不正手段による認定があった場合 ③定款・事業計画書が法令違反の場合 ④許認可事業の許認可が取得できない場合 ⑤税金の滞納処分を受けた場合 ⑥暴力団支配団体の場合 ⑦取消後5年以内は再認定不可
決算公告	官報または日刊紙(要旨のみ) WEB(当該総会から5年間) (登録調査機関の調査必要) その他法務省令で定める方法	同左
会計原則	一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う	収益事業の区分特別会計の特則
書類備置義務	①定款・社員名簿(永久) ②計算書類・事業報告・監査報告・付属明細書(総会2週間前から総会終了後5年間)	①同左 ②同左 ③事業計画書・收支予算書(当該事業年度) 財産目録・役員名簿・役員報酬基準その他内閣府で定めるもの(5年間)
閲覧・謄写権	社員・債権者	制限なし

一般と公益の相違点

	一般社団法人●●青年会議所	公益社団法人●●青年会議所
行政庁の監督	原則 なし 移行前の財産公益目的使用について	報告要求、立ち入り調査、帳簿等検査、質問権の行使 勧告、命令 権警察庁、国税庁からの意見聴取権
税制上の措置	原則課税 法人税・法人住民税法人税割・法人事業所得割・法人住民税均等割 「共益のための会費」は未定	原則非課税(収益事業は課税) 法人税・法人住民税法人税割・法人事業税 所得割 法人住民税均等割→原則課税(収益のない場合は最低税率) 寄付金の控除・損金算入あり 「国・地方公共団体」「指定寄附金」「特定公益増進法人」「認定NPO法人」に追加
罰則	①特別背任 7年以下の懲役又は500 万円以下の罰金 ②法令・定款違反の基金返還、目的外投機取引、虚偽文書行使 3年以下の懲役又は100 万円以下の罰金 ③贈収賄 5年以下の懲役又は500 万円以下の罰金 ④電子公告調査記録虚偽記載 30 万円以下の罰金他	①②③④同左 ⑤不正公益認定 6ヶ月以下の懲役又は50 万円以下の罰金 ⑥不正名称使用 50 万円以下の罰金 ⑦公益認定申請虚偽記載、財産目録等備置違反 30 万円以下の罰金 ⑧変更届出等の虚偽記載、懈怠、検査拒否 30 万円以下の過料

公益認定の基準

- ①、指定の公益目的事業を行うことを主たる目的とする
- ②、必要な経理的知識及び技術的能力を有している
(新公益法人会計基準)
- ③、社員、理事、監事、使用人に特別の利益を与えない
- ④、営利事業を営む者、特定の個人又は団体に対し特別の
利益を与えない
- ⑤、社会的信用を維持するのに相応しくない事業はしない
- ⑥、公益目的事業について、その事業に係る収入が適正な
費用を償う額を超えない
- ⑦、収益事業等が公益目的事業の支障になつてはいけない

公益認定の基準

⑧、公益目的事業費率が50／100 以上でなければならない

* 問題となる公益事業比率 *

公益目的事業の費用

公益目的事業の費用＋収益事業の費用＋運営に必要な経常的経費

⑨、遊休財産(留保金)の制限

(遊休財産とは公益事業も収益事業も行っていない財産をいう)

⑩、役員の1／3が親族や他の同一団体であってはならない

⑪、会計監査人の設置義務

(内閣府令で定める収入基準に達しない場合はこの限りではない)

⑫、その他の要件

公益認定の主な基準

①、指定の公益目的事業を行うことを主たる目的とする
学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種
類の事業であって、「不特定」かつ「多数」の者の利益の増進に
寄与するもの

- 1、学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2、文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3、障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の

支援を目的とする事業

- 4、高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5、勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6、公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7、児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8、勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9、教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊か
な人間性の涵養を目的とする事業

10. 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15. 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 上記のほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

公益認定の主な基準

⑧、公益目的事業費率が50／100 以上でなければならない

【対処方法】

1、事業の見直し

- ・共益事業から公益事業への転換

2、管理費の削減

- ・管理費の事業費への振り替えの検討
- ・不要な経費の削減

3、事業費の拡大

- ・会員の拡大
- ・会費の増額
- ・補助金、寄付金の確保

公益認定の主な基準

⑧、公益目的事業費率が50／100 以上でなければならない

➡ 公益事業費を50%以上にする



公益事業…社会全般の利益、
不特定多数の人の利益を担う事業

共益事業…会員のみを対象とした親睦、研修事業

※共益事業であっても、間接的に地域の
公益を担う人材の育成の為であれば、
公益性の存在はあり得る。

最終的な公益性の判断は前述の「合議
制の機関」にゆだねられる。

公益法人会計基準の改正

＜見直しのポイント＞

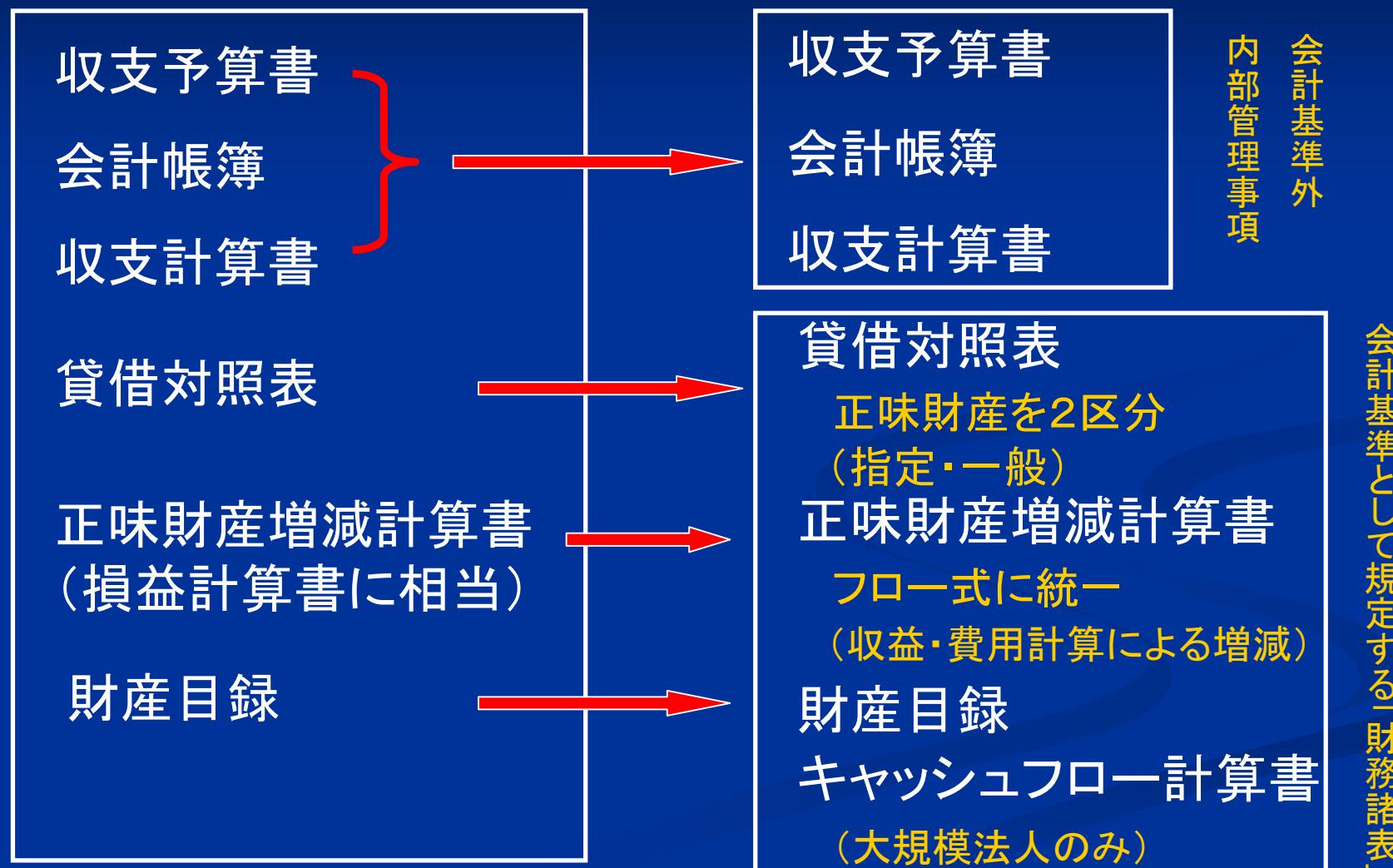
作成すべき書類が煩雑、正味財産増減計算書がわかりにくい、寄付された財産の扱いが不明確、ディスクロージャーが不十分

＜公益法人会計の目的＞

- ① 財務情報の透明化の充実
- ② 事業の効率性をわかりやすく表示
- ③ 法人の受託責任の明確化

※これまで予算準備に重点を置いた財務諸表であったが、新会計基準では財務情報の提供を重視する

新公益法人会計基準(平成18年度～)



移行手順



2008年10月1日 施行予定

現行社団法人

特例民法法人

※移行するまでは新法の適用を受けず現行のまま存続できる

認定・認可をしない

公益認定申請

移行認可申請

公益社団法人

一般社団法人

2013年10月1日

法人解散

公益認定申請

公益社団法人

※公益社団法人であっても公益認定基準に適合しなくなった場合は認定を取り消される

定款の変更事項

- 【ポイント】
- ・会員相互の親睦を目的とするような記載は不可
 - ・事業計画書には公益のある目的を明確に記述
 - ・例会、交流会も対外目的を明確にする

公益社団法人定款モデルのポイント

一般社団法人の変更追加 第19条 任期

- 第25条 競業及び利益相反取引の制限
- 第26条 役員等の本会に対する損害賠償責任
- 第27条 理事等による免除に関する定款の定め
- 第39条 議事録
- 第47条 事業報告及び会計報告
- 第49条 会計帳簿の閲覧等の請求

公益社団法人の変更追加 第5条 事業

- 第21条 会計監査人
- 第54条 残余財産の処分

メリット・デメリット

【一般社団法人でのデメリット】

- ・非公益法人ということで社会から低く評価される
- ・サークル、同好会の類と思われる
- ・普通法人同様に課税される
- ・補助金が出にくくなる

【公益社団法人となるメリット】

- ・より高い信頼性を得ることができる
- ・原則非課税
- ・寄付金控除などの税制優遇があり、寄付を貰いやすい

公益社団法人格の必要性

戦後の荒廃から高度経済成長へかけては「JCしか無い時代」において地域社会から強く求められる公益団体として発展



現在は専門分野に特化したまちづくり団体やNPO法人の台頭により、「JCもある時代」であって存在感が薄れている。



今後は「JCでなければならない」・「JCでなければできない」という存在感と信頼性を確立するためにも「公益社団法人格」を取得して、JCの存在価値を見出さなければならない。



そしてまた、これを機会として「明るい豊かな社会」を創造するために、さらなる組織進化を遂げ社会の負託と信頼に応えていく。



日本JC組織変革推進会議による LOMへの支援活動について



- ・情報の受発信に関しては、全てブロック推薦委員を通してメールにて実施します。
- ・お問い合わせ先の担当者アドレスは、日本JCホームページ組織変革推進会議ページに一覧を掲載します。
- ・お問い合わせ後、1週間～2週間以内に調査してご回答をします。